

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 05-制度-00029 平成18年12月27日 一部改正 <u>平成20年9月19日 一部改正</u></p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務 (他の保険契約の通知義務)</p> <p>第9条 保険契約者又は被保険者は、輸出契約について、この約款のてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約が存在することを知ったときは、当該事実を知った日から1月以内、かつ、保険金の支払請求時までに当該保険契約について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p><u>(包括特約書の対象となる場合の通知義務)</u></p> <p><u>第9条の2 前条の規定にかかわらず、保険契約者又は被保険者は、輸出契約について、保険契約者又は被保険者が一定の期間内に締結する輸出契約について包括して保険契約を成立させるべきことを日本貿易保険が特に約している場合であって、当該輸出契約について、保険契約を申込みときは、保険契約申込み時にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p>第10条～第34条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成20年10月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 05-制度-00029 平成18年12月27日 一部改正</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務 (他の保険契約の通知義務)</p> <p>第9条 保険契約者又は被保険者は、輸出契約について、この約款のてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約が存在することを知ったときは、当該事実を知った日から1月以内、かつ、保険金の支払請求時までに当該保険契約について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>第10条～第34条 (略)</p>	